



事務連絡

平成23年5月31日

東京電力及び東北電力から電力供給される

各 都 県
保健所設置市
特 別 区 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

夏期の節電の取組の進め方について（周知依頼）

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

節電対策につきましては、5月13日に政府の電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」が取りまとめられ、今夏の電力需給対策の基本的な考え方が示されました。さらに、電気事業法第27条による東京・東北電力の管内における電気の使用制限について必要な準備が進められるよう、5月25日に経済産業省より「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」が発表されました。

これを受けて、東京電力・東北電力管内で電力を使用する者は、原則としてすべて、7月から9月までの平日9時～20時までについて、使用最大電力を前年比15%減とするために節電行動計画を策定・公表、実施することが求められています。

薬局につきましては、一般に電気事業法第27条に基づく電気使用制限の義務の対象となる大口需要家に該当しませんが、夏期（7～9月）の節電に可能な限り徹底して取り組んでいただくことが必要です。節電の取組の進め方（スケジュール等）のポイントは、下記のとおりです（別紙のスケジュールも御参照ください）。

つきましては、これらの内容につき御了知いただきますとともに、責管下の薬局及び関係団体に対し周知し、節電について最大限の取組を行うよう御協力をお願ひいたします。

記

1 大口需要家（契約電力500kW以上）の取組のポイント

- ① 6月1日に経済産業大臣より需要家に対する通知が到着しますので、節電行動計画を作成してください。

※節電の取組を検討するに当たっては、下記経済産業省ホームページの「大口需要家による取組について」を御参照ください。

- ② 共同使用制限スキームを適用する場合は、6月17日までに申請してください。

※共同使用制限スキームを申請する場合の手続きの詳細につきましては、経済産業省ホームページなどを御参照ください。



- ③ 節電行動計画を公表してください。(公表方法等については追って通知予定)
- ④ 検針日から15日以内(共同使用制限スキームを活用している場合には、毎月16日まで)に、経済産業局に対して、電気の使用状況を報告してください。

2 小口需要家(契約電力500kW未満)の取組のポイント

- ① 経済産業大臣からの通知は届きませんが、節電行動計画を作成してください。
※節電の取組を検討するに当たっては、下記経済産業省ホームページの「大口需要家による取組について」の参考2「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を御参照ください。
- ② 節電行動計画を公表してください。(公表方法等については追って通知予定)

3 業界団体における取組のポイント

- ① 貴下法人・施設へ夏期の電力需給対策を周知してください。
- ② 経済産業局等が開催する説明会等への参加を推奨してください。
- ③ 7月中を目途に、貴下法人・施設における節電行動計画の策定状況をとりまとめ、公表してください。
- ④ 10月中を目途に、貴下法人・施設における節電行動計画の実施結果をとりまとめ、公表してください。

4 その他留意点

節電の取組を行うに当たって、市区町村や所管施設等の開所時間や休業日を変更するような場合には、労働条件の変更にあたる場合があると考えられますので、その際には、労使が十分に話し合い、家族的責任等を有する労働者の事情にも配慮しつつ、雇用・就業の継続を図りながら節電に係る取組が実施されるよう特段の御配慮をお願いします。

5 通知文・電気事業法関連の問い合わせ先(6月1日~)

【東北電力管内】

東北経済産業局資源エネルギー環境部 電力使用制限班
〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(6階第3・4会議室内)
(電話) 022-263-1111 (内線) 5561、5562、5564

【東京電力管内】

関東経済産業局資源エネルギー環境部 電力事業課
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館(8階8-1会議室内)
(電話) 048-601-1200 (内線) 3827

6 参考となるウェブサイト

- ① 経済産業省ホームページ
・「夏期の電力需給対策について」
http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html

- ・「電気事業法に基づく使用制限の具体的な内容について」
<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>
- ・「電力需給に関する検討会合」
http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html
- ・「電気事業法に基づく使用制限の具体的な内容について」
<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>
- ・「節電—電力消費をおさえるには—」
※編集用の小口フォーマットも掲載
<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

② 厚生労働省ホームページ

- ・「夏期の電力供給対策について」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>

別紙

スケジュールについて

大口需要家・小口需要家共通	大口需要家のみ	団体における取組（例）
○昨年の基準期間・時間帯（東電：平成22年7月1日～9月22日（平日）の9時～20時、東北電：平成22年7月1日～9月9日（平日）の9時～20時）における最大使用電力又は使用電力量の最大値を把握。（昨年の7～9月の領収書をチェック。ない場合や領収書でも不明の場合は電力会社に照会。）		○貴下法人・施設への夏期の電力需給対策の周知 ○経済産業局等が開催する説明会等への参加推奨
○目標設定、削減必要幅の把握 ※大口については右欄参照	6月1日 需要家に対する通知到着 (制限値が記載されており、これが目標値となる)	
○節電対策の洗い出し・電力削減量の積み上げ（小口フォーマット、家庭の節電対策メニュー、電機製品仕様書等を参考に。テナントの場合は空調等について管理者とも相談。）		
○節電実行計画の策定 ※ 様式としては小口フォーマット等を参考に。		
○（共同使用制限スキームを活用する場合） 6月17日 東北経済産業	【制限緩和を申請する場合】 6月17日 東北経済産業局・関東経済産業局への制限緩和申請（7月1日適用開始）	

<p>局・関東経済産業局への制限緩和申請※</p> <p>↓</p> <p>○ 節電実行計画の公表 ※ 事務所での掲示、HP掲載等任意の方法による。</p> <p>↓</p> <p>7月1日 実施期間開始</p>	<p>分)※同一法人・同一業種間で活用する場合を除き、制限緩和の適用を受けた需要設備との間での共同使用制限スキームの活用は不可</p> <p>6月後半 節電行動計画の国への提出(提出先・提出方法等については追って通知予定)</p> <p>7月1日 使用制限開始</p> <p>○毎月検針日から15日以内(共同使用制限スキームを活用している場合には毎月16日まで)に、経済産業局へ電気の使用状況を報告。</p> <p>○9月22日(東北は9月9日)使用制限終了、9月末実施期間終了</p> <p>○10月 節電行動計画の実施結果の国への報告(提出先・提出方法等については追って通知予定)</p>	<p>○7月中目途 貴下法人・施設における節電行動計画の策定状況のとりまとめ・公表(詳細は追って通知)</p> <p>○10月中目途 貴下法人・施設における節電行動計画の実施結果のとりまとめ・公表</p>
--	--	--

※ 小口フォーマット:「夏期の電力需給対策について」の参考2

家庭の節電メニュー:「夏期の電力需給対策について」の参考3